

第 2 5 3 回 定 例 会
決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(令 和 4 年 9 月 1 2 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会決算審査特別委員会（第3号）

○開会の日時 令和 4年 9月12日 午前10時00分開議
午後 2時53分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（19人）

委員長	岡崎健吾	副委員長	住吉年広
委員	佐藤武	委員	杉浦弘樹
”	東健而	”	野中貴健
”	佐賀英生	”	斉藤孝昭
”	山本留義	”	富岡直哉
”	村中浩明	”	鎌田ちよ子
”	白井二郎	”	濱田栄子
”	佐藤広政	”	富岡幸夫
”	原田敏匡	”	佐々木隆徳
”	浅利竹二郎		

○欠席委員（1人）

委員 工藤祥子

○説明のため出席した者

市	長	宮下宗一郎
副市	長	川西伸二
教	育	長 阿部謙一
公	営	企 業 管 理 者 村田尚
政	策	統 括 監 吉田真
総	務	部 長 吉田和久
総	務	部 デジタル行政推進監 藤島純
企	画	政 策 部 長 角本力
財	務	部 長 松谷勇
民	生	部 長 杉澤一徳
福	祉	部 長 中村智郎
健	康	づ くり 推 進 部 長 菅原典子

健康づくり推進監	木村 公子
子どもみらい部長 smile kids office にっこりっこ所長	吉田 由佳子
経 済 部 長	立花 一雄
都 市 整 備 部 長	中里 敬
建 設 技 術 部 長	小笠原 洋一
川内庁舎所長	木下 尚一郎
大畑庁舎所長	高杉 俊郎
脇野沢庁舎所長	小田 晃廣
会計管理者	千代谷 賀士子
監査委員事務局長	伊藤 恭雄
教 育 部 長	伊藤 大治郎
上下水道局長民生部理事	中村 久
総務部政策推進監市長公室長	石橋 秀治
企画政策部政策推進監 市民連携課長	中村 昭男
財務部政策推進監財務課長	斉藤 洋一
民生部政策推進監市民課長	奥本 聡志
福祉部政策推進監 高齢者福祉課長	青山 諭
健康づくり推進部政策推進監	畑中 美雅子
経 済 部 政 策 推 進 監	小林 睦子
建設技術部政策推進監 建築技術課長	大 潤 聡
建設技術部副理事長 土木技術課長	眞野 哲広
教育委員会事務局政策推進監	鷲 岳 彰丸
教育委員会事務局副理事長 学校教育課長	祐川 達也
教育委員会事務局副理事長 図書館長	櫻井 忍
上下水道局政策推進監 民生部副理	川島 一彦
上下水道局副理事水道課長	柳谷 真吾
上下水道局副理事下水道課長 民生部環境政策課	中村 亨
総務部総務課長	一戸 義則
総務部防災安全課長	小野 太輔

企画政策部企画調整課長	福 山 洋 司
財務部財務課資金企画室長	荒 木 正 広
財務部管財・施設経営課長	岩 瀬 圭 吾
財 務 部 税 務 課 長	飯 田 啓 太 郎
財務部税務課総括主幹	武 市 千 秋
民生部市民スポーツ課長	新 谷 智 文
福祉部高齢者福祉課総括主幹	工 藤 周
福 祉 部 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	辻 郁 子
健康づくり推進部国保年金課長	上 林 啓 史
経済部農林水産業振興課長	阿 部 博 幸
都市整備部都市計画課長 コンパクトシティ推進室長	黒 澤 幸 太 郎
都市整備部住宅政策課長	品 田 徹
都市整備部土木維持課長	山 崎 浩
都市整備部用地課長	菊 池 円
建設技術部土木技術課総括主幹	太 田 貢
大畑庁舎管理課長	澤 田 哲 也
大畑庁舎市民生活課長	山 崎 憲 一
脇野沢庁舎管理課長 脇野沢庁舎市民生活課長 脇野沢公民館長	山 崎 拓 也
教育委員会事務局総務課長	工 藤 大 介
教 育 委 員 会 事 務 局 総 務 課 総 括 主 幹	対 馬 亮 子
教育委員会事務局生涯学習課長	畑 山 勝
教 育 委 員 会 事 務 局 学 校 教 育 課 総 括 主 幹	佐 藤 充
教 育 委 員 会 事 務 局 図 書 館 総 括 主 幹	澤 田 修 一
上下水道局経営課長	宮 下 圭 一
上下水道局経営課総括主幹	橋 本 伸 吾
上下水道局水道課総括主幹	中 村 満
上下水道局下水道課総括主幹 民生部環境政策課	本 田 正 大
上下水道局下水道課総括主幹 民生部環境政策課	川 村 利 之
総務部総務課主幹	徳 学
総務部防災安全課主幹	川 上 貴 大

企画政策部企画調整課主幹	西 田 裕 昭
財 務 部 財 務 課 主 幹	立 花 幸 一
財 務 部 税 務 課 主 幹	二 階 聖 仁
民生部市民スポーツ課主幹	林 力
民生部市民スポーツ課主幹	一 戸 光 樹
福祉部高齢者福祉課主幹	川 端 直 子
健康づくり推進部 国保年金課主幹	野 坂 ゆ み
健康づくり推進部 国保年金課主幹	坂 本 望 生
健康づくり推進部 国保年金課医療主幹	徳 理 恵
都市整備部都市計画課主幹 コンパクトシティ推進室主幹	八 戸 啓 介
都市整備部用地課主幹	西 村 大 介
建設技術部建設技術画主幹 コンパクトシティ推進室主幹	菅 原 真 寿 美
建設技術部建設技術課主幹	細 間 信 一
大畑庁舎市民生活課主幹	濱 谷 希 帆 子
教育委員会事務局総務課主幹	渡 部 和 美
教育委員会事務局総務課主幹	新 田 剛
上下水道局経営課主幹	川 村 悟
上下水道局経営課主幹	渡 部 直 樹
財 務 部 税 務 課 主 任 主 査	黒 滝 和 也
経済部農林水産業振興課 主 任 主 査	角 野 祐 輔
都市整備部住宅政策課主任主査	杉 山 大 輔
都市整備部住宅政策課主任主査	齊 藤 朋 子
上下水道局経営課主任主査	豊 卷 隆
西通地区施設管理室長 川内公民館長	金 浜 達 也
大畑地区施設管理室長 大畑公民館長	二本柳 茂
教育委員会事務局中央公民館長	木 村 善 弘
総 務 部 総 務 課 主 査	菊 池 亘
総 務 部 総 務 課 主 任	川 畑 千 菜 美
都市整備部都市計画課主査	羽根田 雄 人
都市整備部住宅政策課主任主査	杉 山 大 輔
都市整備部土木維持課主査	畑 中 優

都市整備部土木維持課主査	菊池武聖
上下水道局経営課主査	柳田雄規
建設技術部土木技術課主任	坪田謙太
総務部防災安全課主任主査	宮下由芙子
都市整備部都市計画課主任	丸谷知功
財務財稅務課主任主査	中村善光
福祉部地域包括支援センター 主査	皆野仲哉
上下水道局下水道課主任	有馬秀一郎

○事務局出席者

事務局長	佐藤孝悦	次長	中野敬三
総括主幹	櫻田誠	主任主査	井田周作
主任	浜端快		

(午前10時00分 開議)

○委員長(岡崎健吾) ただいまから本日の決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は19人で定足数に達しております。

これより昨日に引き続き議案第47号 令和3年度むつ市一般会計歳入歳出決算の審査を行います。昨日は、第7款商工費までの質疑が終わっておりますので、本日は第8款土木費から審査をまいります。

第8款土木費について、理事者の説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長(中里 敬) おはようございます。それでは、第8款土木費のうち、都市整備部で所管しております費目についてご説明申し上げます。決算書の223ページをお開き願います。

まず、第1項土木管理費、第1目土木総務費についてであります。これは土木、都市計画関連の一般職員の人件費などに要した経費であります。不用額は434万3,898円で、主なものは3節職員手当等での361万8,843円となり、これは職員手当等の実績が見込額より少なかったことによるものであります。

次に、決算書の224ページに移りまして、第2項道路橋りょう費についてご説明いたします。第1目道路橋りょう総務費についてであります。これは道路及び橋りょうの管理に要した経費でありまして、主なものといたしましては、道路台帳整備事業費、ゆとりの駐車帯管理費、決算書225ページの街路灯管理費及び街路灯LED化事業費となっております。

次に、第2目土木維持費についてであります。これは路面補修や除排雪業務など道路の維持管理に要した経費でありまして、主なものといたしましては、除排雪経費7億5,336万1,458円のほか、道路維持補修費、決算書227ページの4町内会に交付した私道等整備補助金、道路整備工事6件を施行した市道等維持事業費、決算書228ページの脇野沢地区の除雪ドーザ1台を更新した除雪機購入費及びむつ地区の道路パトロール車2台を更新した道路パトロール車購入事業費となっております。不用額は237万1,005円で、主なものは14節工事請負費での100万142円となり、これは入札執行残によるものであります。

次に、第3目用地管理費についてであります。これは道路や水路等の用地管理に要した経費であります。

次に、第4目道路新設改良費についてであります。これは国の交付金や起債等を活用して施行した道路の新設改良に要した経費でありまして、主なものといたしましては、社会資本整備総合交付金を活用し、浜通線融雪溝整備工事を施工した道路整備事業費、橋りょう53橋の定期点検及び大橋架替並

びに大橋架替に伴う通信設備等の移転補償を実施した橋梁長寿命化修繕事業費、決算書229ページの柳町3丁目地区舗装工事及び桧川地区融雪溝整備工事を施工した道路整備事業費となっております。繰越明許費は1億2,924万2,000円で、これは浜通線融雪溝整備事業において、市道に埋設された通信設備の移転に相当の期間を要することから、工事区域を縮小し、翌年度に繰越しした事業費9,424万2,000円及び昨年8月の豪雨によりのり面が崩落した市道釜臥山恐山線を復旧する整備事業において、冬期間の施工が困難なため翌年度に繰越しした事業費3,500万円であります。

次に、第5目特定交通安全施設整備費についてであります。これは市町村に交付される交通安全対策特別交付金による交通安全事業に要した経費でありまして、カーブミラーの補修や道路区画線の塗り替えなどを実施しております。

次に、第6目災害対策費についてあります。これは昨年8月に発生したむつ市・風間浦村豪雨災害により被災した道路の補修や支障物の撤去など、安全な通行の確保のため緊急対応した災害対策事業に要した経費であります。

次に、決算書の230ページをお開き願います。第3項河川費についてご説明いたします。まず、第1目河川総務費についてであります。これは市が管理する河川等の維持管理や、青森県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金等に要した経費でありまして、主なものといたしましては、河川や水路の草刈り作業等を実施した河川維持費のほか、県が釣屋浜地区など3か所で施工した事業に係る急傾斜地整備事業負担金となっております。

次に、決算書の231ページに移りまして、第2目河川改修費についてあります。これは旭町地区排水路整備工事に要した経費となっております。

次に、第3目災害対策費についてあります。これは昨年8月に発生したむつ市・風間浦村豪雨災害により被災した河川及び水路の補修や支障物の撤去など、市街地の排水環境の保全のため緊急対応した災害対策事業に要した経費であります。

次に、第4項港湾費、第1目港湾総務費をご説明いたします。これは、市が加盟する港湾関連の協会等の会費及び負担金に要した経費であります。

次に、決算書の232ページに移りまして、第5項都市計画費をご説明いたします。まず、第1目都市計画総務費についてであります。これは都市計画関連事務の執行に要した経費であります。

次に、第2目公園管理費についてであります。これは市内15か所の都市公園及び17か所の遊園地等の維持管理に要した経費でありまして、主なもの

といたしましては、公園施設の電気料などのほか、市民の皆様にご利用いただけるよう実施した決算書233ページの公園等清掃及び維持管理業務等に係る委託料、利用者の安全確保を図る老朽化した公園施設の撤去や遊具の更新等を行った公園施設最適化推進事業費となっております。

次に、決算書の234ページに移りまして、第3目駅前広場管理費についてであります。これは下北駅前広場及び大湊駅前広場の維持管理に要した経費であります。

次に、第4目かわうちまりんびーち管理費についてであります。これは施設の清掃や点検等の維持管理及び海水浴場の開設に要した経費であります。

次に、第5目街路整備費についてであります。これは都市計画道路横迎町中央2号線の整備に要した経費でありまして、主なものとしては、道路整備工事費のほか、事業用地2件の取得に係る土地購入費及び物件移転等補償金となっております。

次に、決算書の235ページに移りまして、第6目コンパクトシティ推進費についてであります。これは市総合経営計画に掲げるコンパクトシティ構想によるまちづくりを推進する事業に要した経費でありまして、主なものとしては、児童・生徒等歩行者の皆様へ安全安心な歩行空間を提供するため、昭和町線等4路線で施工した歩行空間形成推進工事及び西町線の歩道整備を検討する測量設計業務のほか、Park-PFI制度により代官山公園をリニューアルする官民連携型賑わい拠点創出事業の負担金及び田名部まちなか地区再生整備計画に基づく代官山公園改修工事に要した費用となっております。また、カマフセマーケット促進事業として、下北駅前広場及び金谷公園に手洗い場を整備、設置しております。

次に、決算書の236ページに移りまして、第7目景観費についてであります。これは令和3年6月に策定したむつ市景観計画に基づき、市内の良好な景観の保全や活用を図るための経費でありまして、主なものとしては、早掛沼公園等の桜満開プロジェクトの実施及び駅前広場のサイン更新やヒバのベンチを設置したみどりと景観創造事業費となっております。

次に、第8目災害対策費についてであります。これは昨年8月に発生したむつ市・風間浦村豪雨災害により被害のあった公園施設の復旧作業に要した経費であります。

次に、第6項住宅費についてご説明いたします。第1目住宅管理費についてであります。これは市営住宅20団地534戸の維持管理に要した経費でありまして、主なものとしては、住宅設備の修繕料や草刈り等の委託

料及び公営住宅等長寿命化計画改定業務委託料となっております。

次に、決算書の237ページに移りまして、第2目市営住宅建設費についてであります。これは市営住宅建替事業などに要した経費でありまして、主なものとしたしましては、緑町団地1棟3戸の建替事業費のほか、PFI手法を導入した（仮称）田名部まちなか団地整備事業費となっております。

市営住宅の集約建替事業である（仮称）田名部まちなか団地整備事業の進捗についてであります。むつ市議会第247回定例会での議決を得て、令和3年3月19日付で特別目的会社田名部まちなか団地株式会社と特定事業契約を締結し、現在は令和5年8月の完成を目指して建設を進めているところであります。

以上が第8款土木費うち、都市整備部が所管する費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡崎健吾） 建設技術部長。

○建設技術部長（小笠原洋一） おはようございます。それでは、第8款土木費のうち、建設技術部で所管しております費目についてご説明申し上げます。決算書の223ページをお開き願います。

第1項土木管理費、第2目建築総務費についてであります。これは建築及び住宅関連の一般職員の人件費及び事務経費となっております。不用額は433万8,899円で、主なものは第3節職員手当等での314万3,239円となり、手当等の実績が見込額より少なかったことによるものであります。

以上が第8款土木費うち、建設技術部で所管する費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。野中貴健委員。

○委員（野中貴健） おはようございます。225ページの第2項第1目の街路灯LED化事業について、現在の進捗率と今後の計画をお伺いいたします。

○委員長（岡崎健吾） 土木維持課長。

○都市整備部土木維持課長（山崎 浩） お尋ねにお答えいたします。

現在街路灯等の修繕、補修等につきましては、全て事業は平成28年度から委託契約をしております。実績といたしましては、平成27年度、平成28年度から始まっておりますが、約2,220万円の経費が削減されておりますことから、今後とも継続して事業を推進してまいりたいと思っております。

○委員長（岡崎健吾） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） すみません、私のほうから若干補足でお答えをさせていただきます。

街路灯LED化事業は、平成27年度計画し、平成28年度で作業を続け、その年に市内全ての市が管理する街路灯をLEDに交換しております。これは、10か年の事業として、毎年度その経費を分割で支払うという形の事業となっております。そして、この事業により電気料が大幅に削減をされております。この削減された電気料を基に、市内または町内会等から要望のある街路灯を新たに毎年度約30灯ぐらい、これを増やして、そして市民の皆様はこの経費を、節減した分を還元しているという事業であります。ちなみに、各町内会から要望があり、市が必要だと認めた街路灯については、現在のところ全て取り付けてありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（岡崎健吾） 野中貴健委員。

○委員（野中貴健） 理解いたしました。今部長から答弁ありましたけれども、電気料が削減になっていると。大体でいいのですけれども、どのぐらいの電気料が削減できたのかお伺いいたします。

○委員長（岡崎健吾） 土木維持課長。

○都市整備部土木維持課長（山崎 浩） お尋ねにお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、平成27年度と比較いたしまして、令和3年度におきましては2,220万円の経費の削減となっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 2点ほどお尋ねいたします。

1点目は、230ページ、第3項第1目河川総務費です。この河川も市が管理している河川ですけれども、どれくらいあるのか。大小たくさんあると思いますけれども、地区別に分かっておりましたらお知らせください。

それから、236ページ、第6項第1目の住宅管理費ですけれども、市営住宅を管理しているという管理費ですけれども、大畑地区の市営住宅についてはどういった修理がなされたのか。トイレの改修等はされたのかお知らせください。

○委員長（岡崎健吾） 土木維持課長。

○都市整備部土木維持課長（山崎 浩） お尋ねにお答えいたします。

河川の本数といたしましては、むつ地区におきましては準用河川1、普通河川が37本あります。川内地区におきましては準用河川2、普通河川8、大畑地区は普通河川16、脇野沢地区は普通河川5、合わせて準用河川3と普通河川66になります。その他の水路につきましては、今把握はしておりませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（岡崎健吾） 住宅政策課長。

○都市整備部住宅政策課長（品田 徹） 大畑地区の外山団地の修繕の実績についてのお尋ねにお答えいたします。

令和3年度におきまして、大畑地区の外山団地の修繕については12件、金額にして約54万円の修繕料がかかっております。過去の大きな改修工事としましては、令和元年度に7号棟の屋根ふき替え工事として約1,100万円の工事費を執行しております。

以上でございます。

（「トイレ、ぼっとなトイレなのだけれども」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 住宅政策課長。

○都市整備部住宅政策課長（品田 徹） すみません、トイレの修繕工事ということについては、執行しておりません。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） では、まず河川のほうからお願いいたします。

これまで何回か話題にもものってきているのですけれども、大畑の通称加工団地へ行く正津川に架かっている橋なのですけれども、あの橋に関しては、地域の要望等か何か上がっていますでしょうか。大型トラック通るのですけれども、鉄がさびて穴が空いて、枠も私が触るとぼろっと取れるような今状況なのですけれども、その辺の把握とか進捗状況等がどうなっていたのかお知らせください。

それから、大畑の団地、なかなか改修のあれにのってこないのですけれども、要望とか、これからの見通しをお知らせください。

○委員長（岡崎健吾） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

まず、河川総務費ですが、市の河川を管理するものであって、ただいまお話しいただいた河川は2級河川、県管理の河川となります。

それから、加工団地の橋、また市営住宅の関係ですが、今回令和3年度の決算ということで、本決算の中ではお答えいたしかねますので、ご理解のほどお願いいたします。

○委員長（岡崎健吾） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） では、令和3年度に対しては、要望等は上がってこなかったのかお聞きします。今同じような内容です。

○委員長（岡崎健吾） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 要望ということですが、ご指摘、ご意見はいただいております。ただし、加工団地の橋に関して要望として上がったのかと

いうと、正式には受けておりません。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 227ページの私道等整備補助金について何点かお尋ねします。

実績は、主要施策の実績報告書のとおりですけれども、本年度何件ぐらい申請があったのか。その申請の中にむつ市以外、大畑、川内、脇野沢地区は何件含まれていたのかお伺いします。

○委員長（岡崎健吾） 市長。

○市長（宮下宗一郎） むつ市以外と言いましたけれども、そこはちょっと…。

○委員長（岡崎健吾） 土木維持課長。

○都市整備部土木維持課長（山崎 浩） お尋ねにお答えいたします。

私道等整備事業につきましては、令和3年度におきましては問合せ件数が8件ございます。そのうち要望件数といたしましては、4件となっており、いずれの4件につきましてもむつ地区となっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（岡崎健吾） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 全てむつ地区ということなのですが、令和2年度の実績もむつ地区以外は施工されていないのですよね。これ土木としては、例えば大畑、川内、脇野沢地区はある程度既に私道であってももう整備されていて、そういった要望がないのか、もしくは側溝が整備されていなくて、問合せはあっても要件になかなか適合しないのか、もしくは申請が面倒くさいので、町内会自体があまり出していないのかというのをどのように市では想定というか、考えられるか、もし把握していましたらお願いします。

○委員長（岡崎健吾） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

まず、この私道等整備補助金に関しては、市内、地区にかかわらず皆さんにご案内をし、そして皆さんのほうでご検討いただくという形を取っております。これまでむつ地区を除いた他の地区からの問合せは入っておりませんので、これについて市のほうが要件を満たす、満たさないとか、またはその地区は行わないとかということはありません。皆さんからご相談していただければ、私どもも相談に乗って、この整備補助金をどんどん活用していければと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 229ページの第2項第4目道路新設改良費の浜通線融

雪溝整備事業についてお尋ねします。

整備の今現在の進捗状況はどうなっているのかお尋ねします。

○委員長（岡崎健吾） 土木維持課長。

○都市整備部土木維持課長（山崎 浩） お尋ねにお答えいたします。

浜通線融雪溝整備事業の進捗状況は、令和3年度は自衛隊川守宿舎付近から中央公民館方向に融雪溝整備と送水管布設を合わせて550メートル整備しております。令和3年度における事業費ベースでの進捗率は25.6%となっております。前年度からの繰越分と令和4年度当初予算分を合わせて説明いたしますと、今年度は融雪溝は大湊上町内のロマンス坂を中心として約360メートルの整備を予定しております。また、大湊小学校付近には取水ポンプ設置を現在検討しております。引き続き令和6年度の完成に向けて取り組んでおりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（岡崎健吾） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 浜通線は従前から継ぎはぎ、凸凹道路でありましたけれども、融雪溝整備後の仕上げとしての道路舗装はどうなっているのかお尋ねします。

○委員長（岡崎健吾） 土木維持課長。

○都市整備部土木維持課長（山崎 浩） お尋ねにお答えいたします。

当該工事に係る融雪溝の整備される区間につきましては、全面舗装復旧での打ち替えを計画しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（岡崎健吾） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 融雪溝も予定どおり令和6年度めどの完成ということのご答弁いただきました。また、これも地域の念願でありました浜通線の全面舗装も必ずやるという確約をいただきましたので、重ねて感謝、感謝です。よろしく願います。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 交通安全の道路施設の整備についてですが、近年横断歩道に人が立っていたら、車はきちんと止まりなさいよというような交通ルールが頻繁に言われるようになって、自分でも運転しながら、はっと思って通り過ぎてしまったというようなこと、皆さん経験があると思うのですが、雪解けで横断歩道の白線が消えてしまっているということで、この横断歩道をきちんと年間通じて確認して安全を確保していくということが必要だろうと。特に子供の通学、登校、下校、この時間帯については非常に気を遣っていかなければならないというような状況であります。ここ二、三年で、そういうふうなことから整備の状況が変更になっているのかどうか、今まで

どおり通年雪解け1回やるとか、点検はどういうふうになっているのかお知らせください。

○委員長（岡崎健吾） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

ただいまお話しいただきました横断歩道等の交通規制に関わるものは、公安委員会のほうの所管となっております。市では、塗り替え等を行うことはできません。ただし、学校のそば等の関係は、学校、それから交通管理者または道路管理者とは協議をしながら、そういう要望があればお応えをして進めているというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（岡崎健吾） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 公安委員会の関係ということになると、県議会のほうの、県の仕事になってしまうというようなことですが、事故があつてからでは遅いというようなことでもありますので、これらは各市町村からの要望というのでしょうか、安全を確保していくために、きちんとそれを積み重ねていくというようなことが大事だろうというふうに思います。ぜひそういう検討会とか県との調整があつて、上から、県のほうから下りてくるというようなこともあるのかどうか、ちょっとお知らせください。

○委員長（岡崎健吾） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

民生部の所管だと思いますので、私からお答えしますが、市では交通安全協議会というものの事務局もやっております、その中には警察や交通安全母の会、あるいは交通指導隊という方々が所属しております。そうした中であつて、今言つていただいたような問題意識を共有させていただいて、特に春先等については注意をするようにしていきたいというふうに考えております。

ただ、委員のご自身のご発言から、ついつい通り過ぎてしまうということがありましたけれども、ふだん運転していると、この辺に横断歩道があるというのは、これ分かることですので、ぜひ横断歩道の近くでは徐行していただいて、歩行者がいる場合には止まっていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。

これで第8款土木費についての質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時37分 再開

○委員長（岡崎健吾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第9款消防費について、理事者の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（吉田和久） おはようございます。それでは、第9款消防費についてご説明いたします。決算書の239ページをお開き願います。

まず、第1項消防費、第1目常備消防費についてであります。これは消防職員の人件費のほか、大畑消防署の非常用発電機の修繕、川内消防分署の屋根工事などの経費として下北地域広域行政事務組合に対し、負担金として支出した経費であります。不用額は424万9,000円で、川内消防分署の屋根工事費が工法の変更などにより減少したこと、また下北地域広域行政事務組合の消防本部費が当初の見込額より少なかったことによるものであります。

次に、第2目非常備消防費についてであります。これは消防団員の報酬や費用弁償などとして下北地域広域行政事務組合に対し、委託料として支出した経費であります。不用額は724万2,000円で、新型コロナによる定期観閲式が中止となったことにより、消防団員に係る費用弁償などの支出が減少したことなどに伴う下北地域広域行政事務組合に対する委託料の減によるものであります。

次に、第3目水防対策費についてであります。これは災害時に備え、水防倉庫の電気料及び備蓄保管されている応急措置用の資機材の補充などに係る経費であります。

次に、第4目防災対策費についてであります。これは防災対策全般に関する経費で、主なものとしたしましては、240ページの防災行政無線放送施設の電気料及び保守点検業務委託などに係る防災無線管理費、240ページの放射線防護設備の保守点検業務委託などに係る放射線防護設備管理費やむつ市防災ハザードマップ作成事業などとなっております。不用額は308万8,548円で、主なものは10節需用費での122万5,639円となり、これは防災行政用無線設備の故障などや自主防災組織への防災対策資機材の支給実績が少なかったことによるものであります。

次に、242ページに移りまして、第5目消防施設整備費についてであります。これは消防団装備の整備及び施設の修繕に関する経費で、主なものとしたしましては、243ページの消防団車両整備事業となっております。不用額は102万7,041円で、主なものは14節工事請負費での71万6,382円となり、

これは防火水槽撤去工事費が見込額より少なく済んだことによるものであります。

次に、243ページに移りまして、第6目災害対策費であります。これは昨年8月に発生しましたむつ市・風間浦村豪雨災害に関する経費であります。不用額は969万9,926円で、主なものは14節工事請負費での969万9,910円で、これは住宅応急修理事業における修理実績が少なかったことによるものであります。

以上が第9款消防費の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。

これで第9款消防費についての質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時44分 再開

○委員長（岡崎健吾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第10款教育費について、理事者の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（伊藤大治郎） それでは、第10款教育費のうち、教育委員会で所管しております費目についてご説明いたします。決算書の245ページをお開き願います。

まず、第1項教育総務費、第1目教育委員会費についてであります。これは教育委員4名分の報酬及び教育委員会の開催等に要する経費となっております。

次に、第2目事務局費についてであります。これは事務局の事務事業に要する経費で、主なものとしたしましては、教育長及び一般職の人件費、決算書247ページ、備考欄7の東京大学との連携を軸とした事業であります下北Projectに係る負担金となっております。不用額は249万4,994円で、主なものとしたしましては、12節委託料が62万1,093円となっております。これはまさかり高校医学部進学・特進コース運営費において、講習会をオンラインで実施したことによる委託料の減によるものであります。

次に、決算書の247ページをお開き願います。第3目義務教育振興費についてであります。これは小・中学校の教育活動支援に要する経費で、主なものとしたしましては、小中一貫教育推進事業のための非常勤講師報酬、決

算書249ページ、備考欄6のスクールサポーター33名の配置事業、外国語指導助手5名の派遣事業及び教科書改訂等による教師用教科書・指導書購入事業となっております。不用額は902万604円で、主なものといたしましては、1節報酬が597万9,348円となっております、これは小中一貫教育推進事業、スクールサポーター配置事業及び外国語指導助手派遣事業等において、年度途中での採用や報酬単価に変更があったことによるものです。次に、10節需用費99万2,420円となっております、これは新型コロナウイルス感染症対策により、授業の中止等により不要となったものであります。

次に、決算書の252ページをお開き願います。第4目教育研修センター費についてであります、これはむつ市教育研修センターの管理運営に要する経費で、主なものといたしましては、教育相談員を配置するための教育相談室費、決算書254ページの自立支援相談員配置事業に係る経費となっております。不用額は101万430円で、主なものといたしましては、1節報酬が24万9,518円、8節旅費が38万1,060円となっております、これは見込額より少なかったことによるものであります。

次に、決算書の255ページをお開き願います。第5目学務管理費についてであります、これは児童・生徒の就学援助等に要する経費で、主なものといたしましては、奨学金貸付事業及び準要保護児童生徒援助費となっております。不用額は231万3,230円で、主なものといたしましては、12節委託料で88万9,500円となり、これは医療的ケア児童・生徒就学支援事業の業務において、年度途中でケアの必要性が軽減されたことによるものです。次に、18節負担金補助及び交付金で50万円となり、これは次代を担うプラチナ人財育成プロジェクトの実績が予定より少なかったことによるものであります。

次に、決算書の256ページをお開き願います。第6目教員住宅管理費についてであります、これは教職員住宅の管理に要する経費となっております。主なものといたしましては、旧川内町銀杏木校長住宅屋根改修工事となっております。

次に、決算書の257ページをお開き願います。第2項小学校費、第1目小学校管理費についてであります、これは小学校13校の管理運営に要する経費で、主なものといたしましては、決算書258ページのスクールバス運行管理事業、決算書260ページのG I G Aスクール端末整備事業、261ページの学校情報通信環境管理運営事業、262ページの備考欄16、17及び18の小学校大規模改修事業となっております。不用額は3,511万6,365円で、主なものといたしましては、14節工事請負費が2,961万2,204円となっております、これは令和2年度から繰越しました苦生小学校空調改修工事費について、入札により

執行残が生じたものでございます。

次に、決算書262ページをお開き願います。第2目小学校教育振興費についてであります。これは教材備品及び図書などの購入に要する経費となっております。

次に、決算書の263ページをお開きください。第3項中学校費、第1目中学校管理費についてであります。これは中学校9校の管理運営に要する経費で、主なものといたしましては、スクールバス運行管理事業、決算書の265ページの中学校整備事業、決算書266ページの学校情報通信環境管理運営事業となっております。不用額は341万4,863円で、主なものといたしましては、2節給料87万2,047円、3節職員手当等91万9,706円となっており、これは会計年度任用職員の時間外手当等が見込みより少なかったことによるもので、11節役務費52万3,775円については、主に学校情報通信環境管理運営事業において、通信容量の変動等により減額となったことによるものであります。

次に、決算書の267ページをお開き願います。第2目中学校教育振興費についてであります。これは教材備品及び図書などの購入に要する経費となっております。

次に、第4項社会教育費、第1目社会教育総務費についてであります。これは生涯学習の推進に要する経費で、主なものといたしましては、決算書268ページ最終行のむつ市成人式、決算書269ページ、むつ市海と森ふれあい体験館管理費、放課後子どもプラン「放課後子ども教室推進事業」となっております。不用額は342万6,174円で、主なものとして3節職員手当等150万6,417円、これは職員の時間外手当等が見込みより少なかったことによるものです。次に、8節旅費62万8,237円、これは芸術鑑賞教室が新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止となり、演奏者等の旅費が不要になったことによるものです。

次に、決算書の270ページをお開きください。第2目公民館費についてであります。これは各公民館と地区公民館の管理運営に要する経費で、主なものといたしましては、決算書271ページの中央公民館管理運営費、274ページから276ページにかけての川内、大畑、脇野沢地区の各公民館の管理運営費となっております。不用額は385万3,640円で、主なものといたしましては、7節報償費68万1,940円、8節旅費54万6,177円、10節需用費78万4,743円となっており、これは新型コロナウイルス感染症拡大防止のために各種の事業が中止または縮小されたことに伴い、経費が減少したことによるものであります。

次に、決算書の279ページをお開き願います。第3目図書館費についてで

ありますが、これは図書館本館の管理運営に要する経費で、主なものとしたしましては、図書館施設維持管理費、決算書282ページの奉仕員の配置となっております。翌年度繰越額は2,304万3,000円となっております。人と本をつなげるまちづくり事業、移動図書館車の購入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、輸入部品等に不測が生じ、ベースとなるトラックの入荷に遅延が生じたため年度内の納入が困難になったことから、翌年度に繰り越したものであります。

次に、決算書の284ページをお開き願います。第4目文化振興費についてであります。これは芸術文化の振興、文化財の保護等に要する経費で、主なものとしたしましては、決算書285ページ、二枚橋2遺跡出土品保存修理事業、決算書286ページの重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業となっております。不用額は630万5,042円で、主なものとしたしましては、2節給料378万5,880円となっております。これは決算書285ページの埋蔵文化財発掘調査事業、決算書287ページの田名部館遺跡本発掘調査事業について、発掘調査の実績が見込額より少なかったことによるものであります。次に、翌年度繰越額は4,165万5,020円となっております。これは重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業の沈澄池堰堤に係る工事が、昨年8月に発生した豪雨により現場や周辺が確認されるまで工事を中断したことから工期が変更となったもので、令和4年度へ逡次繰越ししたものであります。

次に、決算書の287ページ、第5目下北自然の家管理費についてであります。これは下北自然の家の指定管理及び修繕等に要した経費となっております。

次に、決算書の290ページをお開き願います。第5項保健体育費、第2目学校保健費についてであります。これは児童・生徒及び教職員の健康管理に要する経費で、主なものとしたしましては、健康診断委託事業、学校医委託事業及び決算書291ページの学校保健特別対策事業となっております。不用額は215万5,667円で、主なものとしたしましては、10節需用費が142万6,805円となっております。これは学校保健特別対策事業において、感染対策用消耗品が見込額より少なかったことによるものであります。

次に、決算書の291ページをお開き願います。第3目学校給食費についてであります。これは小・中学校へ給食を提供するための共同調理場3施設及び単独調理場9施設に要する経費で、主なものとしたしましては、調理業務等の委託料及び臨時調理員の給料、決算書292ページの学校給食設備整備事業、(仮称)防災食育センター建設事業となっております。不用額は669万5,506円で、主なものとしては、2節給料426万635円、3節職員手当等98万

7,791円となっており、これは臨時調理員が不足していたことによるものです。次に、11節役務費が62万5,970円となっており、これは各種検査等の手数料が見込みにより少なくなったことによるものであります。

次に、決算書の298ページをお開き願います。第9目新型コロナウイルス感染症対策費についてであります。これは令和2年度からの繰越し事業で、市内小・中学校13校の保健室にエアコンを購入したものであります。不用額は955万7,000円で、備品購入に係る入札執行残によるものであります。

以上が第10款教育費のうち、教育委員会で所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡崎健吾） 民生部長。

○民生部長（杉澤一徳） それでは、第10款教育費のうち、民生部で所管しております費目についてご説明申し上げます。決算書288ページへお戻り願います。

まず、第5項保健体育費、第1目保健体育総務費についてであります。これは一般職員の給与費のほか、スポーツの推進、各種団体の育成や支援などに要した経費でありまして、主なものとしたしましては、一般職員8名分の人件費のほか、289ページのスポーツ大会開催団体等へ交付するスポーツ推進補助金及びむつ市体育協会補助金などとなっております。不用額は602万4,851円で、主なものは18節負担金補助及び交付金の152万3,919円で、これは各種大会補助金やむつ市体育協会補助金、指導者資格受講料等補助金などが新型コロナウイルス感染症の影響から中止となったことによるものであります。

次に、決算書の292ページに移りまして、第4目体育施設管理費についてであります。これは陸上競技場や野球場など、体育館及びウェルネスパークを除いた体育施設等の維持管理に要した経費でありまして、主なものとしたしましては、むつ運動公園施設と釜臥山スキー場を管理するむつ地区体育施設指定管理料、293ページの大畑中央公園施設を管理する大畑地区体育施設指定管理料及び川内球場などを管理するふれあいスポーツパーク管理費、295ページのむつ市釜臥山スキー場整備事業、296ページの新型コロナウイルス感染症対策水道設備改修事業などとなっております。

次に、決算書の296ページをお開きください。第5目体育館管理費についてであります。これは大畑体育館及び川内体育館の管理に要した経費であります。

次に、決算書の297ページに移りまして、第6目ウェルネスパーク管理費についてであります。これはむつ市ウェルネスパークの管理運営に要した

経費でありまして、主なものとしたしましては、ウェルネスパーク指定管理料のほか、センターハウストップライト等改修工事となっております。

次に、第7目防災緑地・大平マリーナ管理費についてであります。これは青森県との協定により市が管理する防災緑地及び大平マリーナ緑地の維持管理に要した経費であります。

次に、第8目むつ市総合アリーナ管理費についてあります。これはむつマエダアリーナの維持管理に要した経費であります。

以上が第10款教育費のうち、民生部で所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。村中浩明委員。

○委員（村中浩明） 3点質疑いたします。

まず247ページ、下北Project（学びのイノベーション）について伺います。主要施策の実績報告書を見ますと、音楽によるまちづくり事業の中で、東京佼成ウインドオーケストラによるリモート指導を計5回、オンラインコンサートを実施したとのことですが、事業に参加されて、児童・生徒の反応というのでしょうか、効果、そしてここでは参加人数の実績はあるのですが、その細かい部分ですが、小学校、中学校の内訳をお知らせください。

2点目であります。251ページ、キャリア教育推進事業についてですが、こちら講師の方を招いて学校で講演されるという内容であります。令和3年度は講師の方が4名で、会場となった学校、小学校3校、中学校3校、全部で6校、令和2年度は実績がないと認識しておりますが、さらに令和元年度では講師の方が7名、小学校6校、中学校5校と、全部で11校と実績が報告されています。昨年度、令和元年度に比べて講師や会場が少なくなった要因というのでしょうかをお伺いいたします。

3点目であります。教育センター、教育相談について254ページです。こちら教育相談室に配置している相談員と教育相談を行う支援員の業務内容だったり、支援体制の人数をお伺いいたします。

そして、この実績を見ますと、コロナ禍とは思われるのですけれども、年々件数が減っていると。特に来室相談、遡ってみますと、平成30年度は1,769件、令和元年度で1,319件、令和2年度では910件、昨年度、令和3年度は834件と。3年前に比べますと、930件くらい相談件数が減っていると、その内容。その分電話件数、メールの相談が増えていけば理解もするのですけれども、そこもそんなに増えていなく減っていると。そのような中で、相

談件数が少なくなった要因をどのように捉えているのかお伺いたします。

○委員長（岡崎健吾） 生涯学習課長。

○教育委員会事務局生涯学習課長（畑山 勝） 音楽によるまちづくり事業の参加者についてですが、コロナ禍にありまして、急に参加を取りやめた事案もありまして、小学生は2名、中学生は5名となっております。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（祐川達也） お答えいたします。

キャリア教育講演会についてでありますけれども、実績が少なくなっているというお話でしたが、まずはコロナ禍によりまして、学校でも外部から講師を招いて事業を行うということ自体に、やはりちゅうちょがあったものと考えております。

続いて、来室相談等減っているということについてであります。教育相談室では電話での相談、そして来室による相談に応じているところですが、学校のほうでは先生方が相談に応じておりますし、またスクールカウンセラーですとかスクールソーシャルワーカー等が学校に入っておりますので、そちらへの相談もあるものと思っております。教育相談室といたしましては、学校のほうには不登校等で悩みを抱えている児童・生徒、保護者については学校での相談のほか、教育相談室のほうでも相談できるということ、そして通室していただくことになれば適応指導等にも対応しているということを保護者、子供たちに周知をしていただくということで、今後も実施していきたいというふうに考えております。

続いて、教育相談員と自立支援相談員の違いについてであります。教育相談員については、子供たちの悩み、不安等に応じて、話を聞きながら、その解決の方策について共に考えたりアドバイスをする相談活動を主としております。自立支援相談員につきましては、教育相談というよりも、実際に教育相談室に通室することになった児童・生徒への指導、様々な不安を抱えて学習面での不安であったり、人間関係での不安等様々な不安を抱えた児童・生徒がおりますので、その不安に応じた相談室での適応指導等を行っているということでございます。

○委員長（岡崎健吾） 村中浩明委員。

○委員（村中浩明） 教育相談については、そのような対応をされているということですので、今後学校復帰や、また進路実現に向けてたくさんのお子・生徒さんに引き続き支援をお願いしたいと思っております。

下北Projectについてであります。参加人数が少ないように思い

ますが、募集はどのような形でかけたのか、また今後周知方法についてどのように考えているのか、最後お伺いいたします。

○委員長（岡崎健吾） 生涯学習課長。

○教育委員会事務局生涯学習課長（畑山 勝） 参加の要望ですが、参加については各学校の吹奏楽部をお願いしておりました。その中で学校行事等ありまして、中学校ですと1、2年生、小学校ですと下北 Jr 合奏団ということで募集をかけておりました。参加人数が少なかったため、一般の指導者の方にも来ていただいて参加して聴いてもらいました。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。野中貴健委員。

○委員（野中貴健） 295ページ、第5項第4目のむつ運動公園野球場不陸調整工事についてですけれども、大規模の改修工事からたしか約10年ぐらいたってですけれども、何で段差ができてしまったのか、その原因をひとつお聞きいたします。

○委員長（岡崎健吾） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（新谷智文） お答えいたします。

運動公園の野球場だけではなく野球場全体なのですけれども、外野の芝生が伸びることによって、根がどんどん育っていきまして、外野の芝生のほうは高くなる、他方で内野の土のほうは土が風とか雨で流されて減っていくので、段差が大きくなっていくものと考えております。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） 野中貴健委員。

○委員（野中貴健） そうすれば、約10年なのですけれども、10年に1回このぐらいの調整工事が入るのかを1点と、あとちょうど今その工事が終わって1年ちよいたつのですけれども、昨年度の5月、6月かな、工事やって、その野球場、シーズン真っ最中のときになぜ工事をやったのか、この2点ちょっとお伺いいたします。

○委員長（岡崎健吾） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（新谷智文） お答えいたします。

10年に1度やるという中ではなくて、毎年毎年外野と内野の芝生の高さの差というものを確認しながらやっておりますので、10年に1度必ずやらなければならないというわけではなく、なるべく長い期間使えるように指定管理のほうでも管理していただいております。

あともう一つ、シーズンの真っ最中にやられたということでしたけれども、4月から6月までの工事にして、春先はちょっとできなかったのですけれど

も、夏を迎える7月以降たくさん使っていただけるように、最初のほう、春季大会等にはご迷惑をおかけしましたが、それ以降でしっかり使えるように最初のほうで工事を施工しております。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。富岡直哉委員。

○委員（富岡直哉） 290ページの運動競技指導者資格受講料等補助金についてお聞きいたします。

指導者資格受講料の補助金については、令和2年度と比較しまして、約6倍の支出というふうになっておりまして、金額ベースで考えると、大幅に増額というふうになっております。その要因と、令和3年度の資格取得の実績についてお伺いいたします。

○委員長（岡崎健吾） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（新谷智文） お答えいたします。

まず、指導者資格の受講が大きく伸びた理由というのは、新型コロナが若干収まってきて、前年よりは出やすい環境になったというところがございます。詳しい実績の数なのですけれども、何件から何件になったというものは今ちょっと持ち合わせていなかったもので、もう少々お待ちください。

○委員長（岡崎健吾） 後で答えますか。

富岡直哉委員。

○委員（富岡直哉） 数のほうはまだ分からないということでありましたけれども、この補助金を使って指導者資格を得た方について、実際にむつ市の指導者バンクのほうに、どの程度登録につながっているのか、この点についてお伺いいたします。

○委員長（岡崎健吾） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（新谷智文） お答えいたします。

受講者資格を受けた方で指導者バンクに新たに登録された方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 257ページ、第2項小学校費第1目小学校管理費で14節の工事請負費、先ほどさらっとご説明はいただいたのですが、不用額が2,961万2,204円になっているこの詳細をお知らせください。

○委員長（岡崎健吾） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） お答えいたします。

こちらにつきましては、令和2年度から繰越しになった苫生小学校の空調

改修工事の部分となっております、入札による執行残により、こちらのほうは不用額として残ったということになっております。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 執行残ということなのでございますが、最初の予算の組み方の状態で、それが防げたのではないかと思うのですが、そこら辺の詳細な精査はしたのかどうかということ、この3,000万円近くを残すということ自体がちょっと甘かったのではないかと思うのですが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（岡崎健吾） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 3,000万円ほど残ったということになりますけれども、こちらのほうは令和2年度に補正予算として上程させていただきまして通ったものになっておりますが、補助額のベースと同じような形でこちらのほうは計上させておりました。その後で実際積算を行いました、その後さらに入札を行ったということでの執行残が出たということになっております。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 285ページの第4項第4目文化振興費についてお聞きいたします。

二枚橋2遺跡出土品保存修理事業ですけれども、これは1,308点の国の重要文化財に指定されている遺跡の修理事業でしょうか、それとも新しく二枚橋バイパスから出ました出土品に対する修理事業でしょうか、お知らせください。その状況がどうなっているのか、また教えていただきたいと思えます。

あともう一点、外国語指導助手の配置事業について、今までは5、6年だったのが3、4年も授業がスタートしたということですのでけれども、何時間ずつ授業をされているのかお知らせください。

○委員長（岡崎健吾） 生涯学習課長。

○教育委員会事務局生涯学習課長（畑山 勝） お答えいたします。

二枚橋遺跡出土品の状況についてですが、平成24年9月に国の重要文化財の指定を受けた二枚橋2遺跡出土品の1,308点のうち320点の修復が必要で、現在令和2年まで136点が修復されました。令和3年度は、台付鉢1点と石刀5点、石製の玉25点の修復、あと一括保存台2点を作製いたしました。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（祐川達也） お答えいたします。

小学校3、4年生の外国語活動につきましては年間35時間、小学校5、6年生の外国語の時間につきましては70時間となっております。

○委員長（岡崎健吾） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） そうすると、まず二枚橋遺跡のほうですけども、この展示、補修した後は、ただしまっているという状況になっているのでしょうか。また、新たに出てきました遺跡、遺物についてはどういう状況になっているのでしょうか、お知らせください。修復したものに対しては、ただ収納しているというだけなのか、どこかに展示しているのか、また新たなものに対してはどういう状況になっているのか。

それから、外国語指導助手については、これからのことを聞くとまた怒られますので、これで止めておきます。

○委員長（岡崎健吾） 生涯学習課長。

○教育委員会事務局生涯学習課長（畑山 勝） 今修復したのに関しましては、今年、今まさに9月17日、18日に一部ですが、展示の予定であります。新しいものが出てきた場合は、調査報告をまとめて保存、保管というふうにしております。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 新しいバイパスから出た遺跡の続き、上のほうにもまだ埋設されている遺跡ありますけれども、そこは今、その令和3年度については全く調査等はされなかったのでしょうか。

○委員長（岡崎健吾） 生涯学習課長。

○教育委員会事務局生涯学習課長（畑山 勝） 令和3年度は、調査はしておりません。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（新谷智文） 先ほどの富岡直哉委員のお尋ねで答弁していなかった分ですが、指導者資格受講料等補助金、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で大会自体が中止になったりしたのもありましたので、ゼロ件です。そして、令和3年度につきましては、スポーツ少年団のスタートコーチ等で25件、その他J S P Oの公認資格で1件の合計26件となっております。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。

これで第10款教育費についての質疑を終わります。

ここで、11時30分まで暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時30分 再開

○委員長(岡崎健吾) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第11款公債費について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長(松谷 勇) それでは、決算書の299ページをお開き願います。

第11款公債費、第1項公債費、第1目元金についてであります。これは長期債の元金償還に要した経費であります。

次に、第2目利子についてであります。これは長期債及び一時借入金の利子に要した経費であります。

ご審査のほど、よろしく願います。

○委員長(岡崎健吾) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。

これで第11款公債費についての質疑を終わります。

次は、第12款諸支出金について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長(松谷 勇) それでは、決算書の300ページをお開き願います。

第12款諸支出金、第1項公営企業費、第1目公営企業費についてありますが、これは一部事務組合下北医療センターが行う病院事業のほか、上下水道局が行う水道事業及び下水道事業に対する負担金、補助金、貸付金等となっております。

ご審査のほどよろしく願います。

○委員長(岡崎健吾) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。

これで第12款諸支出金についての質疑を終わります。

次は、第13款予備費について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長(松谷 勇) それでは、決算書の301ページをお開き願います。

第13款予備費、第1項予備費、第1目予備費についてありますが、これは予算の不足を補うために各款の事務事業に充当したものでございます。

ご審査のほどよろしく願います。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。

これで第13款予備費についての質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午前11時33分 再開

○委員長（岡崎健吾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第14款災害復旧費について、理事者の説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） それでは、第14款災害復旧費のうち、都市整備部で所管しております費目についてご説明申し上げます。決算書の302ページをお開き願います。

まず第1項公共土木施設災害復旧費、第1目道路橋りょう災害復旧費についてであります。これは昨年8月に発生したむつ市・風間浦村豪雨災害により被災した市道釜臥山恐山線の災害復旧測量設計業務に要した経費であります。

次に、第2目河川災害復旧費についてであります。これは大畑地区の8河川の災害復旧事業に要した経費でありまして、主なものといたしましては、大赤川など7河川の災害復旧測量設計業務委託料、大赤川など4河川の災害応急復旧工事費、葉色沢河川災害復旧工事費及び青森県が権限代行により施工した小赤川災害復旧事業の負担金となっております。繰越明許費は1億8,604万570円で、これは被災した8河川のうち、葉色沢を除く7河川の災害復旧事業において、工事資材の調達に相当の期間を要すること及び冬期間の施工が難しいこと等から、事業費を翌年度に繰越ししたものであります。

次に、第3目都市災害復旧費についてあります。これは国道279号小赤川橋の落橋により小赤川の河道が流木や土砂で埋塞し、氾濫したため、赤川地区の住宅地に押し寄せた大量の土砂を排除する堆積土砂排除事業に要した経費であります。

以上が第14款災害復旧費のうち、都市整備部が所管する費目の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡崎健吾） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） それでは、第14款災害復旧費のうち、経済部で所管しております費目についてご説明いたします。決算書の302ページをお願い

します。

第2項農林水産業施設災害復旧費、第1目農地農業用施設災害復旧費についてありますが、これは令和3年8月の豪雨により被災した農地及び農業用施設の復旧に係る経費でありまして、主なものとしたしましては、災害復旧事業実施設計等業務委託料となっております。翌年度繰越額は1,721万円で、これは災害査定が積雪時期間際になったことや、その後の積雪により年度内の事業完了が困難であるため翌年度に繰り越したものでございます。

以上が第14款災害復旧費のうち、経済部で所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） 確認も込めてちょっとお伺いします。繰越したことは、これは全然問題ないですし、あれですけども、単発で出ているわけですけども、例えば二、三年かかるとしたら、単発で出さないで、年次を例えば3年計画とか4年計画というような考え方もあろうかと思うのですが、今後においてもこの災害復旧費は単発で出すという考えでよろしいのでしょうか。

○委員長（岡崎健吾） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

今回の災害復旧事業は、各事業とも単年で施工が、復旧が可能だと見ております。ただし、先ほども申し上げましたが、工事の資材調達等に時間がかかるということで、今年度、令和4年度に繰り越しておりますが、この令和4年度で全てを完了する見込みであります。

○委員長（岡崎健吾） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 災害復旧事業の各事業ごとの財源の内訳、そしてまたその中の一般財源はどのくらい生じているのかお尋ねいたします。

○委員長（岡崎健吾） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

各事業費の内訳ということですが、まずこの災害復旧事業として掲げた工事費については、国の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によりまして、事業費の3分の2を国の補助で賄います。残り3分の1につきましては起債という形で、この起債につきましては、後の償還に普通交付税の措置が図られ、95%が国から交付されることになり、実質的な負担は1.7%という形になっております。ただし、災害復旧事業の中で対象外の部分も若干ありますので、これに関しては市の一般財源で負担することになります。

財源の金額ということでありましたが、各事業の個々の事業でお答えというよりも、全体で繰越金の中の事業の内訳のほうをお話しさせていただければ、現在1億8,604万570円、これがほぼ1工事を除いた金額全てであります。このうち国の支出金として見込んでいるのが1億277万1,000円、そして起債等で見込んでいるのが8,326万9,570円というふうになっております。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） 都市計画課長。

○都市整備部都市計画課長コンパクトシティ推進室長（黒澤幸太郎） 都市災害復旧費のうち、財政負担についてお答えいたします。

都市災害復旧費につきましては、本事業の補助率は2分の1となっております。そのうち、市負担額は2分の1となりますので、市負担額相当に対しては95%が普通交付税として措置されることとなっております。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） 農林水産業振興課長。

○経済部農林水産業振興課長（阿部博幸） 私のほうからは、農地農業用施設災害復旧事業についてお答えいたします。

農地農業用施設災害の部分に関しましては、令和3年度は災害復旧事業の実施設計等業務委託料を支出しております。こちらの業務委託に関しましては、全額一般財源となっております。

令和4年度へ繰り越している工事に関しましては、国の補助が充てられることになっておりまして、農地災害のほうは87.1%、農業用施設災害のほうは92.3%となっております。金額のほうにつきましては、まだ確定しておりませんので、率のほうでお答えいたします。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） ありがとうございます。ほぼないようなお話ということではございましたが、またちょっとここで聞きさせていただきたいのですが、繰越明許費自体が2億325万570円となっております。この財源の内訳ということと、また一般財源は繰越明許費の中ではどのぐらい出ているのかお尋ねいたします。

○委員長（岡崎健吾） 財務課長。

○財務部政策推進監財務課長（斉藤洋一） お答えいたします。

災害の繰越し事業にかかりましては、国県支出金でありますけれども、およそ1億1,000万円の繰越しということになってございます。また、地方債でありますけれども、災害復旧費には5,750万円の地方債をあてがっております。

まして、これも全額繰越しということになります。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） ありがとうございます。今年度も災害が発生しております。災害が市民生活、市政に与える影響はどのように捉えているのか、最終的にお尋ねいたします。

○委員長（岡崎健吾） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 災害復旧費ということで、ここでは公共土木施設災害及び農地災害等についてのお尋ねということでお答えをさせていただければ、私どものインフラ等は、こういう災害を受けることによって、皆様の生活に多大なご不便をおかけしていると考えております。私どもとしては、こういう国の制度を使いながら、今後の災害、二次災害等が発生しないようにしっかりと今回の災害の復旧を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。瀨田栄子委員。

○委員（瀨田栄子） 302ページのところでちょっとお聞きいたします。

昨年8月9日の豪雨災害で大きい被害を受けた小赤川の橋は大きく報道されて、皆さんご存じだと思いますけれども、高橋川も大きく災害を受けました。高橋川地区には3本の川がありまして、一番最初に喜和田川、そして次が高橋川、その次が添木沢の川ということで、橋が3本架かっておりまして、被害の状況は喜和田川は、前にも申し上げましたけれども、普通の橋、コンクリートの四角い橋になっておりまして、高橋川は旧道のほうですけれども、中が通常水量が少ないために、ヒューム管になっていました。そして、添木沢の川も中が丸いヒューム管になって、そこに枝が堆積して河川があふれるという、高橋川と添木沢の川がそういう状況になって、下が大きく被害を受けています。

（「質疑は」の声あり）

○委員（瀨田栄子） はい、状況を言ってから、質疑に入ります。

それで、その高橋川と添木沢のほうは県道になっていますけれども、その改修はされてきたと思いますけれども、中のヒューム管に関して県と共通の認識はできているのでしょうか、こういう指摘といいますか。次の災害を防がなければならないという点から、また同じことが起きかねませんので、そういうところを共通認識していただきたいなと思いますけれども、そういうことはされたのでしょうか、お聞きします。

○委員長（岡崎健吾） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） まず、この公共施設災害復旧に関しては、市で

は河川、市の管理する河川の公共土木施設の復旧ということになります。この橋りょう等に関しては、県が管理する件で、県の河川と橋の関係、それから支障木との関係については県と協議し、市が行う部分と県のほうが必要で行う部分という形で協議をし、共通の認識は持っています。

○委員長（岡崎健吾） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） ありがとうございます。共通の認識を持っていただければ、次の災害を防げると思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。

これで第14款災害復旧費についての質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで暫時休憩いたします。

午前 11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（岡崎健吾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、歳入の審査に入ります。

歳入の第1款市税から第22款繰越金まで一括説明を受け、審査をいたします。

理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 歳入についてご説明いたします。

決算書の12ページから13ページにかけての第1款市税についてであります。調定額は59億9,384万5,045円となり、前年度と比較して7,322万8,521円の減、また収入済額は57億3,993万3,833円となり、前年度と比較して5,594万3,856円の減となっております。この主な要因は、固定資産が評価替えの年であり、固定資産税及び都市計画税ともに大幅な減となっております。

次に、不納欠損額は3,636万7,456円となり、前年度と比較して251万509円の増、また収入未済額は2億1,788万4,732円となり、前年度と比較して1,962万9,944円の減となっております。なお、徴収率は95.8%となり、前年度と比較して0.3ポイントの増となっております。

次に、14ページ、第2款地方譲与税についてであります。地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税は市道の延長や面積で、また森林環境譲与税は市有林の人工林面積や林業就業者数を人口で案分し、交付されるものであります。調定額、収入済額ともに2億2,842万6,000円となっております。

次に、15ページ、第3款利子割交付金についてであります。預金利子などの収入に課税される税の一部を個人県民税の収入額で案分し、交付されるものであります。調定額、収入済額ともに396万6,000円となっております。

次に、16ページ、第4款配当割交付金についてであります。上場株式などの配当に課税される税の一部を個人県民税の収入額で案分し、交付されるものであります。調定額、収入済額ともに1,809万円となっております。

次に、17ページ、第5款株式等譲渡所得割交付金についてであります。株式などの譲渡所得に課税される税の一部を個人県民税の収入額で案分し、交付されるものであります。調定額、収入済額ともに1,689万1,000円となっております。

次に、18ページ、第6款法人事業税交付金についてであります。税制改正による法人住民税割の減収補填として、法人事業税の収入額の一部が交付されるものであります。調定額、収入済額ともに6,450万円となっております。

次に、19ページ、第7款地方消費税交付金についてであります。地方消費税の一部を国勢調査人口及び事業所統計における従業者数で案分し、交付されるものであります。調定額、収入済額ともに13億5,995万3,000円となっております。

次に、20ページ、第8款環境性能割交付金についてであります。自動車税の環境性能割の一部を市道の延長や面積で案分し、交付されるものであります。調定額、収入済額ともに1,439万7,000円となっております。

次に、21ページ、第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります。自衛隊が使用する飛行場、弾薬庫などの土地、建物などに対し、固定資産税との均衡を図るため交付されるものであります。調定額、収入済額ともに7,891万5,000円となっております。

次に、22ページ、第10款地方特例交付金についてであります。個人住民税における住宅借入金等特別控除や自動車税の環境性能割臨時的軽減の減収分、また新型コロナウイルス感染症対策として、中小事業者などが所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税などの減収分の補填として交付されるものであります。調定額、収入済額ともに9,500万8,000円となっております。

次に、23ページ、第11款地方交付税についてであります。地方公共団体が等しく事務が遂行できるよう一定の基準により交付されるものであります。調定額、収入済額ともに120億3,719万円となっております。

次に、24ページ、第12款交通安全対策特別交付金についてであります。

交通反則金の収入を交通事故発生件数などで案分し、交付されるものであります。調定額、収入済額ともに470万2,000円となっております。

次に、25ページ、第13款分担金及び負担金についてであります。老人ホームなどへの入所のほか、下北圏域障害支援区分認定審査会の設置に係る負担金などがあります。調定額1億3,587万882円に対しまして、収入済額は1億2,062万2,598円となっております。不納欠損額96万6,350円は、保育児童保護者負担金となっております。収入未済額は1,429万984円の主なものは、保育児童保護者負担金99万9,210円及び滞納分1,211万2,700円となっております。

次に、26ページから30ページにかけての第14款使用料及び手数料についてであります。斎場、市営住宅などの利用料金のほか、戸籍などの証明や廃棄物処理手数料などがあります。調定額2億5,585万4,389円に対しまして、収入済額は2億4,327万2,559円となっております。不納欠損額322万9,654円の主なものは、牧野使用料241万4,317円、市営住宅使用料56万8,267円となっております。収入未済額935万2,976円の主なものは、市営住宅使用料86万9,705円及び滞納分778万2,081円となっております。

次に、31ページから39ページにかけての第15款国庫支出金についてであります。各種事務事業に係る国の負担金や補助金などがあります。調定額99億9,283万1,727円に対しまして、収入済額は95億7,714万7,916円となっております。収入未済額4億1,568万3,811円は、令和4年度へ繰り越しました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金などに係る未収入特定財源となっております。

次に、40ページから47ページにかけての第16款県支出金についてであります。各種事務事業に係る県の負担金や補助金などがあります。調定額30億4,786万9,407円に対しまして、収入済額は29億2,680万2,157円となっております。収入未済額1億2,106万7,250円は、令和4年度へ繰り越しましたプレミアム付商品券事業などに係る未収入特定財源となっております。

次に、48ページから50ページにかけての第17款財産収入についてであります。土地、建物、山林などの貸付けのほか、有価証券の配当金や市有地などの売払収入であります。調定額5,312万9,506円に対しまして、収入済額は4,515万641円となっております。不納欠損額590万1,775円の主なものは、特別導入牛譲渡料395万4,217円、市有牛売払収入63万7,000円となっております。収入未済額207万7,090円の主なものは、土地貸付収入滞納分75万9,510円、市有地売払収入滞納分97万1,300円となっております。

次に、51ページ、第18款寄附金についてであります。ふるさと納税制度

のほか、子ども夢育成基金や育英基金などに係る寄附金であります。調定額、収入済額ともに2億6,395万4,002円となっております。

次に、52ページから53ページにかけての第19款繰入金についてであります。関根浜沿岸漁業振興基金のほか、各種基金からそれぞれの事業実施などに係る財源として繰り入れたものであります。調定額、収入済額ともに19億7,688万2,475円となっております。

次に、54ページから61ページにかけての第20款諸収入についてであります。預金利子、市税延滞金、貸付金元利収入のほか、事務の受託事業収入などあります。調定額25億4,644万2,034円に対しまして、収入済額は24億9,282万3,790円となっております。収入未済額5,361万8,244円の主なものは、奨学金貸付金元金収入滞納分1,745万500円、生活保護法第78条費用徴収滞納分2,275万3,050円となっております。

次に、62ページから65ページにかけての第21款市債についてであります。普通建設事業の財源として借入れしたもののほか、臨時財政対策債などとなっております。調定額58億8,865万8,000円に対しまして、収入済額は57億215万8,000円となっております。収入未済額1億8,650万円は、令和4年度へ繰り越しました事業に係る未収入特定財源となっております。

次に、66ページ、第22款繰越金についてであります。前年度決算剰余金のほか、むつ下北未来創生キャンパス整備事業などの繰越明許費繰越金及び橋りょう長寿命化修繕事業などの継続費繰越金であります。調定額、収入済額ともに3億8,086万6,076円となっております。

以上が歳入全般の説明でございます。ご審査のほどよろしく願います。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 款をまたぐので、2点お伺いしたいと思います。

電源三法交付金等も含めた原発関係の歳入総額、1点目に伺いたいと思います。

もう一つは、債権回収のために差押えをしていますが、この中で非強制債権及び私債権はどのようなものがあって、額はお幾らかお伺いします。

○委員長（岡崎健吾） 資金企画室長。

○財務部財務課資金企画室長（荒木正広） 令和3年度における原子力関連の交付金についてお答えします。

電源立地地域対策交付金が国交付分と県交付分を合わせまして、16億4,260万3,000円、青森県核燃料物質等取扱税交付金が3億1,663万5,000円、

原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金が3億6,500万円で、これらを合計しますと23億2,423万8,000円となります。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） 管財・施設経営課長。

○財務部管財・施設経営課長（岩瀬圭吾） お答えいたします。

債権管理に対しまして、私債権、そして非強制徴収公債権の差押え等に関しましては、実績はございませんので、お答えいたします。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 21ページの国有提供施設等所在市町村助成交付金が当初予算より339万円減額になっていますけれども、この要因としてはどういうことが考えられるのでしょうか。面積そのもの、設備そのものは変わらないと思っていましたけれども、減額になった理由をお知らせください。

○委員長（岡崎健吾） 税務課長。

○財務部税務課長（飯田啓太郎） お答えいたします。

これらの交付金下がっている部分につきましては、資産の減が考えられますし、また昨今土地の価格が下落してございますので、それを反映したものと考えてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 市税全般で増減等当然ありますけれども、コロナ禍の影響をどのように受けているかというふうな市の考えについて、認識について伺います。

それから、地方交付税や特例交付金など、全体的に金額は結構ですがけれども、今の増減の主な内容といたしますか、例えば新型コロナワクチンの接種ともろもろに関して国から交付税が来たというふうな主立った点について、分かる範囲で結構ですので、伺います。

○委員長（岡崎健吾） 税務課長。

○財務部税務課長（飯田啓太郎） お答えいたします。

市税に与えた新型コロナウイルス感染症の影響についてでございますけれども、新聞報道等を見ますと、経済へ影響を与えたということは皆さんご承知のとおりかと存じますけれども、実際税への影響はほぼありませんで、これにつきましては、国や地方自治体によります経済政策により税収へはそれほど影響がなかったものと考えてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） 財務課長。

○財務部政策推進監財務課長（斉藤洋一） 交付税のほうについて、私のほうからお答えいたします。

地方交付税ですけれども、令和3年度は前年に比べ増加しているということなのですが、その主な要因といたしましては、2点ほどございまして、1点は通常の算定による増、例えば過疎対策事業債等については、前年度よりおよそ2億円算入が増えておりますし、下水道費につきましても、排水人口等によって5億2,000万円ほど通常基準財政需要額が増えております。

もう一つの要因といたしましては、昨年度ですが、12月になったと思うのですが、国のほうで第1号補正予算というのが成立したわけですが、その中で国税収入の増額補正が行われております。当然ながら、その交付税の財源となる所得税ですとか法人税の増額補正が行われた結果、交付税の再算定というものが、基準財政需要額の再算定が行われまして、その分でおおよそ4億7,800万円ほど増加しているということで、交付税の増加の要因となっております。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 市税全般に関しては影響ないということですが、通常考える、例えば商店とか、俗に言う営業している部分でいけば、例えば新型コロナによってお客さんが少なくなったとか、売行きが悪くなったというふうな、普通一般でそうやって受けるのですけれども、それについての影響はなかったというふうな受け止めでいいのか。

それから、もう一点は、国税の増額によって大幅補正ということで、全体的には、その点については国会等で全般、マスコミ等の報道もあって分かるのですけれども、例えば新型コロナに関連するような形での大幅なといえますか、交付税の、もちろん来た分は使わなければいけないというふうな流れになりますけれども、そういった内容について、もう一度伺います。

○委員長（岡崎健吾） 税務課長。

○財務部税務課長（飯田啓太郎） お答えいたします。

営業収入等について影響がなかったかということのお尋ねだと思いますけれども、金額にいたしまして、なかなかその部分を正確に出すことは難しいのでございまして、実際のところ国とかで持続化給付金ですとか、そういったところでかなり補填がなされたものと考えておまして、税収には影響がなかったものと考えてございまして、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） 財務課長。

○財務部政策推進監財務課長（齊藤洋一） 交付税の件についてお答えいたします。

先ほど昨年の国の補正でおよそ4億7,800万円ほど増加というふうに申し上げましたが、そのうちの内訳として、コロナ対策に係る地方負担分、これを措置するために2億5,300万円ほど措置されております。残りの部分につきましては、昨年度発行した臨時財政対策債、これの将来の償還財源として手当てされたものでありまして、合わせて4億7,800万円ほどの増額となっております。

以上です。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第47号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。佐藤武委員。

（1番 佐藤 武委員登壇）

○委員（佐藤 武） 議案第47号 令和3年度むつ市一般会計歳入歳出決算について反対討論を行います。

過去最大の予算規模とうたわれた令和3年度一般会計予算の目玉事業は、むつ下北未来創生キャンパス整備事業でした。むつ下北の長年の願いに扉を開いたことを、まずは喜ぶたいと思っています。

昨年むつ市で初めての子ども貧困調査の結果を受け止め、貧困世帯、独り親世帯の子供が将来の夢や希望を持つ割合が総体的に低いという結果が出ており、子供たちが夢を持ち、豊かな未来を実現できるよう多面的な貧困対策が必要であると認識していると市長は答弁しております。それであるならば、ぜひ子育て世代の負担軽減策として、就学援助制度の利用率の向上あるいは学校給食等への支援にも踏み込むべきではないかと思っています。

令和3年度決算については、12年連続黒字ということで、背景に普通地方交付税、地方消費税交付金の増額があり、財政健全化への道筋がついたということでした。予算編成の中で国からの財政をしっかりと確保した事業しかやらないという方針を立て取組を積み重ねてきた結果との市長会見発言もあります。ほとんどの自治体が苦しい財政状況の中で苦勞している現実がありますが、住民の要望や願いをどう反映させ、どう実現するのか、これが行政を進めていく上での基本ではないかというふうに思います。

今回農林水産業費を5年前の2016年度決算と比較してみました。5年前の決算との比較で3億円以上も総額が減っています。職員体制も脆弱になっているのではないのでしょうか。むつ市の基幹産業である一次産業を財政面でも充実させていくべきではないのでしょうか。

最後に、原発関連交付金についてですが、今年は合計23億2,423万8,000円で、令和4年度から原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金3億円余りがなくなります。いつまでも続くわけではありません。六ヶ所再処理工場が稼働しての中間貯蔵施設ですので、26回目の再処理工場の延期ということになりました。26回もの延期というのは、通常の事業ではあり得ません。核燃サイクル政策の見直しが必要ではないかという声も根強くあり、使用済核燃料の搬出先は本当にあるのか、真剣に考えるときでもあります。

原発核燃サイクル関連交付金に頼らない財政運営が必要だと考えます。

以上、反対討論を終わります。

○委員長（岡崎健吾） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

議案第47号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立17人、起立しない者1人）

○委員長（岡崎健吾） 起立多数であります。よって、議案第47号は認定することに決定いたしました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時29分 休憩

午後 1時31分 再開

○委員長（岡崎健吾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第48号 令和3年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（菅原典子） それでは、議案第48号 令和3年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。決算書の310ページをお開き願います。

第1款国民健康保険税についてであります。調定額15億4,353万1,766円に對しまして、収入済額は11億6,468万369円となっており、不納欠損額は4,058万4,146円で、徴収権の即時消滅等により不納欠損処分としております。

次に、311ページ、第2款使用料及び手数料についてであります。これは国保税の督促手数料で、調定額66万8,100円、収入済額66万8,500円となっております。

次に、312ページ、第3款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯の国保税減免に對し交付されました災害臨時特例補助金等であり、調定額、収入済額とも392万8,000円となっております。

次に、313ページ、第4款県支出金は、調定額、収入済額ともに42億7,809万2,697円となっております。

次に、314ページ、第5款財産収入は、財政調整基金の利子収入で、調定額、収入済額とも50円となっております。

次に、315ページ、第6款繰入金についてであります。これは国保税の軽減に伴う保険基盤安定繰入金等の一般会計繰入金で、調定額、収入済額とも5億1,878万8,006円となっております。

次に、316ページに移りまして、第7款繰越金の歳入はありませんでした。

次に、317ページ、第8款諸収入は、税の延滞金、第三者納付金などで、調定額2,409万2,963円に對しまして、収入済額は1,939万9,133円となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書の319ページをお開き願います。

まず、第1款総務費についてであります。支出済額は2,366万1,737円となっております。そのうち第1項総務管理費は、国民健康保険被保険者証の郵送費用や国保連合会負担金などで、支出済額は2,307万6,397円となっております。第2項運営協議会費は、国保運営協議会の委員報酬などで、支出済額は9万5,995円となっております。不用額は139万5円で、これは新型コロナウイルス感染症の影響により、運営協議会の開催回数が減少したことによるものであります。

次に、320ページ、第3項趣旨普及費は、優良家庭表彰に要する経費でありまして、支出済額は48万9,345円となっております。

次に、321ページ、第2款保険給付費についてであります。これは被保険者の疾病等に関し、必要な給付を行うために要する経費でありまして、支出済額は40億5,997万5,210円となっております。不用額の1億3,330万7,790円につきましては、保険給付の実績に伴う残となっており、321ページ

から322ページまでがその明細となっております。第1項療養諸費につきましては、保険給付費全体の86.1%を占め、支出済額は34億9,397万3,399円となっております。第2項高額療養費は、支出済額5億5,509万5,636円となっております。次に、322ページ、第3項移送費の支出はありませんでした。第4項出産育児諸費は、支出済額502万4,000円となっております。第5項葬祭諸費は、支出済額585万円となっております。第6項傷病手当金は、支出済額3万2,175円となっております。

次に、323ページ、第3款国民健康保険事業費納付金についてであります。この費目は平成30年度の国保制度改革により新設された費目でありまして、財政運営の責任主体となる青森県に対し国保税などを財源に納付するもので、支出済額は15億6,428万1,097円となっております。第1項医療給付費分は、支出済額10億1,729万2,890円、第2項後期高齢者支援金等分は、支出済額3億5,938万1,597円、第3項介護納付金分は、支出済額1億8,760万6,610円となっております。

次に、324ページ、第4款共同事業拠出金についてであります。これは退職者医療制度の対象者把握に係る事務的経費で、支出済額は142円となっております。

次に、325ページ、第5款財政安定化基金拠出金の支出はありませんでした。

次に、326ページ、第6款保健事業費は、被保険者の健康増進などのために行う事業に要した経費で、支出済額は5,494万9,229円となっております。不用額の1,495万9,771円につきましては、特定健康診査や特定保健指導の委託費の残などとなっております。326ページから328ページまでが、その明細となっております。第1項特定健康診査事業費につきましては、支出済額3,200万4,713円となっております。第2項保健事業費は、レセプト点検に要した費用や医療費通知事業、人間ドック委託料などの経費で、支出済額2,294万4,516円となっております。

次に、329ページ、第7款基金積立金は、財政調整基金の利息の積立てであり、支出済額は50円となっております。

次に、330ページ、第8款公債費の支出はありませんでした。

次に、331ページ、第9款諸支出金についてであります。これは税の還付金、県支出金の前年度分の精算に伴う返還金、川内及び脇野沢診療所の運営費分の繰出金などで、支出済額は1億2,912万6,231円となっております。不用額の894万8,000円につきましては、直営診療施設勘定繰出金の実績に伴う残となっております。

次に、332ページ、第10款予備費についてであります。これは第1款総務費及び第9款諸支出金へ165万7,758円を充用しております。

なお、令和3年度は歳入総額が59億8,555万6,755円、歳出総額は58億3,199万3,696円となり、差引き1億5,356万3,059円の剰余金が生じた決算となっております。この剰余金は、全額を財政調整基金に積み立てております。

以上で令和3年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。

これで議案第48号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第49号 令和3年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（菅原典子） それでは、議案第49号 令和3年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明いたします。決算書の339ページをお開き願います。

第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目特別徴収保険料は、調定額3億2,344万9,500円に対しまして、収入済額は3億2,350万8,500円となっており、還付未済額5万9,000円を除いた収入済額は、調定額と同額となっております。

第2目普通徴収保険料は、調定額1億790万8,500円に対し、収入済額は1億394万8,800円となっており、収納率は現年分が98.2%、滞納繰越分が35.4%で、普通徴収全体では96.3%となっております。収納率を前年度と比較いたしますと、普通徴収現年分が同ポイントとなっており、滞納繰越分が9ポイ

ントの減、普通徴収全体では0.8ポイントの減となっております。

次に、340ページに移りまして、第2款手数料、第1項手数料、第1目督促手数料であります。調定額、収入済額ともに8万3,200円となっております。

次に、341ページ、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目保険基盤安定繰入金は、調定額、収入済額ともに1億8,448万3,110円となっております。これは、低所得者に対する保険料の軽減分を青森県が4分の3、市が4分の1を負担する保険基盤安定制度により、一般会計で繰入れした県負担金1億3,836万2,332円と市負担金4,612万778円の合計額を繰入れしたものであります。

次に、342ページ、第4款、第1項、第1目繰越金は、令和2年度会計の剰余金を繰越したもので、調定額、収入済額ともに1,171万3,300円となっております。

次に、343ページに移りまして、第5款諸収入、第1項延滞金、第1目延滞金は、調定額、収入済額ともに2万200円となっております。第2項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は、調定額、収入済額ともに14万5,700円となっております。第2目還付加算金の収入はありませんでした。第3項雑入、第1目雑入の収入はありませんでした。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。決算書の345ページをお開き願います。

初めに、第1款、第1項、第1目後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。これは保険料と保険基盤安定制度負担金を青森県後期高齢者医療広域連合に納付したもので、支出済額は6億1,216万8,710円となっております。内訳につきましては、令和4年3月までに青森県後期高齢者医療広域連合に納付した保険料納付金4億2,766万5,400円と保険基盤安定納付金1億8,448万3,110円及び延滞金2万200円となっております。不用額は552万8,290円で、これは納付金が確定したことによるものであります。

次に、346ページ、第2款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金についてあります。支出済額は14万5,700円となっております。第2目還付加算金の支出はありませんでした。第2項繰出金、第1目一般会計繰出金についてあります。支出済額は7万9,000円となっております。

なお、令和3年度の歳入総額は6億2,390万2,810円、歳出総額が6億1,239万3,410円となり、差引き1,150万9,400円の剰余金が生じた決算となっております。この剰余金につきましては、全額令和4年度へ繰越ししております。

ます。

以上で令和3年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 予算審査の中で、令和3年度の値上げということで負担増になっているのですが、1人当たり4,636円の増で、令和3年度は8,920人が増額の影響を受けるというふうに答弁されていますが、実際はどうだったかをお聞かせください。お願いします。

○委員長（岡崎健吾） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（上林啓史） お答えいたします。

令和2年度と比較して令和3年度の実績がどうだったのかというお尋ねだと思います。実績といたしましては、1人当たりの保険料調定額で500円ほどの増と結果となっております。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 人数については何人か、先ほど伺ったのですが、お願いします。

○委員長（岡崎健吾） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（上林啓史） 8,977人でございます。

○委員長（岡崎健吾） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 予算当初の見込みが1人当たり4,636円負担が増えるというふうなご答弁でしたが、これが500円になった理由というか、それは何でしょうか。

○委員長（岡崎健吾） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（上林啓史） お答えいたします。

令和3年度、増加が抑えられた要因ということでございますけれども、令和3年度から保険料の計算する際の所得控除が33万円から43万円に拡充されたということがございまして、その辺で1人当たりの調定額が抑えられたものと考えております。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。

これで議案第49号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(岡崎健吾) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は認定することに決定いたしました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

午後 1時54分 再開

- 委員長(岡崎健吾) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第50号 令和3年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。企画政策部長。

- 企画政策部長(角本 力) それでは、議案第50号 令和3年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。決算書の353ページをお開き願います。

まず、歳入についてであります。一般会計からの繰入金2,297万8,245円となっております。

次に、355ページに移りまして、歳出についてであります。公債費として道の駅整備事業に係る長期債元金が2,258万円、長期債利子が39万8,245円となっております。

以上、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

- 委員長(岡崎健吾) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。

これで議案第50号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(岡崎健吾) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は認定することに決定いたしました。

ここで、2時5分まで暫時休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時05分 再開

○委員長(岡崎健吾) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第51号 令和3年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長(中村智郎) それでは、議案第51号 令和3年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。決算書の359ページをお開き願います。

令和3年度むつ市介護保険特別会計の歳入総額は、収入済額の合計欄のとおり、67億8,780万4,540円となっております。

次に、361ページをお開き願います。歳出総額は、支出済額の合計欄のとおり65億5,407万3,336円となり、歳入歳出差引き2億3,373万1,204円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額を財政調整基金に積立てしております。

それでは、まず歳入の主な部分についてご説明いたします。364ページをお開き願います。

第1款保険料についてであります。これは65歳以上の第1号被保険者の保険料でありまして、調定額13億3,157万4,775円に対しまして、収入済額は13億394万8,383円となっております。不納欠損額は911万2,361円で、2年間の時効期間経過に伴う徴収権の消滅により不納欠損処分としております。また、収納率につきましては決算書に明示はしておりませんが、現年賦課分で前年度より0.1ポイント増の99.3%、滞納繰越分では前年度より4.8ポイント増の15.9%、全体では前年度より0.4ポイント増の97.9%となっております。

次に、365ページに移りまして、第2款分担金及び負担金についてであります。これは下北圏域介護認定審査会の共同設置に係る関係町村の負担金でありまして、収入済額は1,776万円となっております。

次に、366ページに移りまして、第3款使用料及び手数料についてであります。これは介護保険料に係る督促手数料でありまして、収入済額は15万

6,600円となっております。

次に、367ページに移りまして、第4款国庫支出金についてであります。これは介護給付費や地域支援事業費に対する国の負担金等でありまして、収入済額は16億7,404万7,517円となっております。

次に、369ページに移りまして、第5款支払基金交付金についてであります。これは40歳から65歳未満までの第2号被保険者の介護保険料に相当し、介護給付費及び地域支援事業費の27%が交付されるものでありまして、収入済額は16億9,318万9,241円となっております。

次に、370ページに移りまして、第6款県支出金についてであります。これは介護給付費や地域支援事業費に対する県の負担金等でありまして、収入済額は9億6,922万7,637円となっております。

次に、371ページに移りまして、第7款財産収入についてであります。これは財政調整基金の運用利子でありまして、収入済額は574円となっております。

次に、372ページに移りまして、第8款繰入金についてであります。これは本会計の給付費、事務費等に対する一般会計からの繰入金及び財政調整基金繰入金でありまして、収入済額は11億2,900万8,693円となっております。

次に、373ページに移りまして、第9款諸収入についてであります。これは主に要介護認定等情報提供手数料でありまして、収入済額は46万5,895円となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。375ページをお開き願います。

第1款総務費についてであります。これは介護保険システムの改修業務委託料、介護認定審査会及び介護認定調査等に要する経費でありまして、支出済額は8,866万3,487円となっております。不用額は2,595万8,513円で、主な要因といたしましては、第2項介護認定審査会費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により介護認定審査会が書面開催となり委員の費用弁償が不要となったことや、関係職員の配置数の減などにより実績が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、378ページに移りまして、第2款保険給付費についてであります。これは歳出全体の92.9%を占める介護保険制度の各種サービスに係る給付でありまして、支出済額は60億8,995万7,041円となっております。不用額は2億993万9,959円で、主な要因といたしましては、第1項介護サービス等諸費の各種給付費が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、382ページに移りまして、第3款地域支援事業費についてでありま

すが、これは介護予防等の事業に係る経費でありまして、支出済額は2億4,921万9,261円となっております。不用額は2,584万8,739円で、主な要因といたしましては、384ページの第3項包括的支援事業費・任意事業費等が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、388ページに移りまして、第4款財政安定化基金拠出金の支出はありませんでした。

次に、389ページに移りまして、第5款基金積立金についてであります。これは財政調整基金の運用利子を基金に積立したものでありまして、支出済額は574円となっております。

次に、390ページに移りまして、第6款公債費の支出はありませんでした。

次に、391ページに移りまして、第7款諸支出金についてであります。これは保険料の更正に伴う還付金と給付費の精算に伴う国・県及び支払基金への償還金でありまして、支出済額は1億2,623万2,973円となっております。

次に、392ページに移りまして、第8款予備費についてあります。第1款総務費、第7款諸支出金へ387万9,121円を充用しております。

以上が令和3年度むつ市介護保険特別会計の歳入歳出決算の説明であります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 予算審査のときに、第8期の基準額が6,700円から7,000円に値上げとなりました。それで、影響する人数が1万8,855人と見込んでいるということと、当初予算比較で7,034万3,000円の増となり、そのうち保険料の改定による影響額が5,544万4,000円と見込んでいるという答弁がありました。実際にはどのような内容になったかお伺いいたします。

○委員長（岡崎健吾） 高齢者福祉課長。

○福祉部政策推進監高齢者福祉課長（青山 諭） お答えいたします。

介護保険料の改定による影響につきましては、対象となります令和3年4月1日現在の第1号被保険者数につきましては、当初予算比119名、0.6%減の1万8,736人、影響額につきましては、当初予算比28万6,160円、0.5%増の5,573万160円となっております。

以上でございます。

○委員長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。

これで議案第51号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。佐藤武委員。

(1番 佐藤 武委員登壇)

○委員(佐藤 武) 議案第51号 令和3年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算に反対いたします。

第1号被保険者の基準を6,700円から7,000円に値上げするものです。財政構成は国が25%、県と市が12.5%、保険料が50%という仕組みでできています。サービスが増えると保険料に跳ね返るという仕組みになっています。2000年にスタートし、3年ごとの改定で毎年値上がりし、この20年間で2倍を超えました。全国市長会でもこの問題を取り上げ、国庫負担を現状の25%から当面30%まで引き上げていくことを求めています。このような高い負担が多く、市民を苦しめています。今回の第1号被保険者の値上げ分を含む介護保険特別会計歳入歳出決算に反対をいたします。

以上です。

○委員長(岡崎健吾) ほかに発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(岡崎健吾) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

議案第51号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立者17人、起立しない者1人)

○委員長(岡崎健吾) 起立多数であります。よって、議案第51号は認定することに決定いたしました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時21分 再開

○委員長(岡崎健吾) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第52号 令和3年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長(高杉俊郎) それでは、議案第52号 令和3年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。決算書の395ページをお開き願います。

令和3年度の決算は、歳入は3,895万7,782円、決算書396ページに移りま

して、歳出は3,895万7,782円と同額となっております。

それでは、まず歳入からご説明いたします。決算書399ページをお開き願います。

まず、第1款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目使用料についてありますが、これは魚市場使用料で、自動販売機4台の設置に係る使用料となっております。

次に、決算書401ページをお開き願います。第3款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金についてありますが、これは一般会計の繰入金となっております。

次に、決算書403ページをお開き願います。第5款諸収入、第1項雑入、第1目雑入についてありますが、これは卸売業者からの契約保証金に係る利息収入となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書405ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費についてありますが、これは事務に必要な消耗品費となっております。第2目運営審議会費については、大畑町魚市場運営審議会委員報酬及び費用弁償となっております。

次に、決算書406ページをお開き願います。第2款施設費、第1項魚市場施設費、第1目魚市場施設費についてありますが、これは魚市場施設の修繕料、保険料、委託料、施設用地の占用料、AED借上料、大畑地区産地協議会への負担金となっております。

次に、決算書407ページをお開き願います。第3款公債費、第1項公債費、第1目元金及び第2目利子についてありますが、これは魚市場整備事業に関する事業債の元金償還金及び利子となっております。

以上が令和3年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算でございます。ご審査のほどよろしく願います。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。

これで議案第52号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は認定することに決定いたしました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時26分 再開

○委員長(岡崎健吾) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第53号 令和3年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長民生部理事(中村 久) 議案第53号 令和3年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分についてご説明いたします。別冊となっておりますむつ市水道事業会計決算書の10ページをお開き願います。

下段の令和3年度むつ市水道事業剰余金処分計算書(案)ですが、令和3年度水道事業会計の未処分利益剰余金1億4,865万9,523円のうち、純利益相当分の1億265万2,861円を減債積立金とし、その他未処分利益剰余金変動額相当分の4,600万6,662円を資本金へ組み入れる処分をするために提案するものであります。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(岡崎健吾) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。

これで議案第53号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(岡崎健吾) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次は、議案第54号 令和3年度むつ市水道事業会計決算を議題といたしま

す。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長民生部理事（中村 久） 議案第54号 令和3年度むつ市水道事業会計決算についてご説明いたします。決算書は別冊となっております。

決算書の4ページをお開き願います。決算報告書であります。予算額が消費税及び地方消費税を含んで計上されておりますので、決算額も税込みで計上されております。

まず、(1)の収益的収入及び支出のうち、収益的収入についてありますが、第1款水道事業収益の決算額は17億6,111万5,515円となっております。この内訳であります。第1項営業収益は、主たる営業活動から生じる収益で、主なものといたしましては、水道料金などとなっております。

第2項営業外収益は、金融及び財務活動に伴う収益、その他主たる営業活動以外から生ずる収益でありまして、主なものといたしましては、一般会計負担金、長期前受金戻入などとなっております。

第3項特別利益は、当年度の経常収益から除外すべき利益でありまして、車両売却に係る固定資産売却益及び過年度分に係る長期前受金となっております。

次に、収益的支出についてありますが、第1款水道事業費用の決算額は16億1,987万1,032円となっております。この内訳であります。第1項営業費用は、主たる営業活動に要する費用でありまして、主なものといたしましては、原水及び浄水費、配水及び給水費、業務費、総係費の部門別経費のほか、減価償却費などとなっております。

第2項営業外費用は、金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動以外の費用でありまして、主なものといたしましては、支払利息などとなっております。

第3項特別損失は、当年度の経常的費用から除外すべき損失でありまして、令和3年8月のむつ市・風間浦村豪雨災害に要した資材などの購入費及び不納欠損などに係る過年度損益修正損となっております。

不用額2,721万6,968円の主なものは、職員給与及び手当等人件費が1,541万3,231円となり、これは職員手当などが見込額より少なかったことによるものとなっております。そのほか漏水修理などに係る修繕費が173万2,347円、水道施設管理等に係る委託料の入札執行残などとなっております。

次に、6ページに移りまして、(2)資本的収入及び支出は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すものであります。

まず、資本的収入の決算額は、6億1,784万2,368円となっております。この内訳であります。第1項企業債は、水道管路緊急改善事業及び水道施設整備事業などに充てる企業債借入金、第2項一般会計負担金は、企業債償還などに充てる一般会計からの繰入金、第3項国庫補助金は、水道管路緊急改善事業に充てる国からの交付金、第4項工事負担金は、配水管移設工事に伴う負担金、第5項一般会計支出金は、水道管路緊急改善事業及び水道施設整備事業に充てる一般会計からの出資金、第6項固定資産売却代金は車両の売却代金となっております。

企業債の借入れ状況につきましては、27ページの上段（ア）企業債の概況を御覧いただきたいと存じます。

次に、資本的収入の決算額は、13億4,658万8,055円となっております。この内訳であります。第1項建設改良費は、建設改良事業に要する費用でありまして、詳細につきましては、20ページからの（1）建設改良工事の概況を御覧いただきたいと存じます。

6ページに戻りまして、第2項企業債償還金は、企業債の元金償還に要する費用でありまして、詳細につきましては、27ページの中段、（イ）令和3年度企業債の償還状況及び36ページからの企業債明細書を御覧いただきたいと存じます。

不用額1,866万760円の主なものは、建設改良費の配水管整備事業が1,065万2,000円、その他建設改良事業が404万6,520円となり、これは工事費などの入札執行残によるものとなっております。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7億2,874万5,687円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、8ページに移りまして、令和3年度むつ市水道事業損益計算書についてであります。これは水道事業の経営成績を明らかにするために作成される計算書でありまして、当該期間に属する全ての収入と、これに対応する全ての費用を記載し、それらの差額として当期純利益を示しているもので、消費税及び地方消費税を含まない税抜きで計上することになっております。

まず、1の営業収益では、水道料金収入である（1）給水収益などが主なものであります。

2の営業費用では、（1）の原水及び浄水費から（4）の総係費までの部門別経費及び（5）減価償却費などが主なものであります。

次に、3の営業外収益では、一般会計からの繰入金である（3）負担金及び補助金などで取得した固定資産の減価償却に係る（4）長期前受金戻入な

どが主なものであります。

次に、4の営業外費用では、(1)支払利息などが主なものであります。

この結果、営業利益に営業外収益を加えた経常利益に特別損益を加えた当年度純利益は、1億265万2,861円となりました。また、その他未処分利益剰余金変動額と当年度純利益を合わせた当年度未処分利益剰余金は、1億4,865万9,523円となりました。

損益計算書の前年度比較につきましては、24ページの(3)事業収入に関する事項及び(4)事業費に関する事項を、また決算の総括的な概況につきましては、16ページ、17ページを御覧いただきたいと存じます。

以上が令和3年度むつ市水道事業会計決算の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(岡崎健吾) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。

これで議案第54号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(岡崎健吾) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第55号 令和3年度むつ市下水道事業会計利益剰余金の処分についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長民生部理事(中村 久) 議案第55号 令和3年度むつ市下水道事業会計利益剰余金の処分についてご説明いたします。別冊となっておりますむつ市下水道事業会計決算書の10ページをお開き願います。

下段の令和3年度むつ市下水道事業剰余金処分計算書(案)ですが、令和3年度下水道事業会計の未処分利益剰余金1億261万6,610円のうち、純利益相当分の5,493万2,908円を減債積立金とし、その他未処分利益剰余金変動額相当分の4,768万3,702円を資本金へ組み入れる処分をするため提案するものであります。

ご審査のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（岡崎健吾） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。

これで議案第55号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次は、議案第56号 令和3年度むつ市下水道事業会計決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長民生部理事（中村 久） 議案第56号 令和3年度むつ市下水道事業会計決算についてご説明いたします。決算書は別冊となっております。

決算書の4ページをお開き願います。決算報告書であります。予算額が消費税及び地方消費税を含んで計算されておりますので、決算額も税込みで計上されております。

まず、(1)の収益的収入及び支出のうち、収益的収入についてであります。第1款下水道事業収益の決算額は10億7,369万7,662円となっております。この内訳であります。第1項営業収益は、主たる営業活動から生じる収益で、主なものといたしましては、下水道使用料などとなっております。

第2項営業外収益は、金融及び財務活動に伴う収益、その他主たる営業活動以外から生ずる収益でありまして、主なものといたしましては、一般会計負担金、長期前受金戻入などとなっております。

第3項特別利益は、当年度の経常収益から除外すべき利益でありまして、令和2年4月1日の地方公営企業法適用以前に発生し、令和3年度中に収入となった過年度分の下水道使用料となっております。

次に、収益的支出についてであります。第1款下水道事業費用の決算額は9億7,966万1,243円となっております。この内訳であります。第1項営業費用は、主たる営業活動に要する費用でありまして、主なものといたしま

しては、管渠費、処理場費、業務費、総係費の部門別経費のほか、減価償却費などとなっております。

第2項営業外費用は、金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動以外の費用でありまして、主なものといたしましては、支払利息などとなっております。

第3項特別損失は、当年度の経常的費用から除外すべき損失でありまして、消費税還付金に係る過年度損益修正損となっております。

不用額7,567万5,757円の主なものは、営業費用の下水道施設に係る修繕費592万4,200円、下水道施設管理に係る委託料の入札執行残1,116万7,370円などとなっております。

次に、決算書の6ページに移りまして、(2)資本的収入及び支出は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを補う財源の収入状況を示すものであります。

まず、資本的収入の決算額は、16億4,800万2,354円となっております。この内訳であります。第1項企業債は、下水道整備事業等に充てる企業債借入金、第2項国庫補助金も、同じく下水道整備事業などに充てる国からの交付金、第3項一般会計負担金は、企業債償還及び資本的収入の不足を補うための市からの繰入金、第4項受益者負担金及び分担金は、下水道が供用開始となったエリアの市民の皆様から整備費の一部としていただく負担金であります。

企業債の借入れ状況につきましては、決算書の24ページの上段、(ア)企業債の概況を御覧いただきたいと存じます。

次に、資本的支出の決算額は、18億4,050万3,786円となっております。この内訳であります。第1項建設改良費は、建設改良事業に要する費用でありまして、詳細については、決算書の19ページからの(1)建設改良工事の概況を御覧いただきたいと存じます。

決算書の6ページに戻りまして、第2項企業債償還金は、企業債の元金償還に要する費用でありまして、詳細につきましては、決算書の24ページの中段、(イ)令和3年度企業債の償還状況及び決算書の30ページからの企業債明細書を御覧いただきたいと存じます。

不用額3,017万6,214円の主なものは、建設改良費の下水道整備事業費が1,888万3,950円、改築更新事業費が1,128万7,000円となり、これは工事費などの入札執行残によるものとなっております。

なお、建設改良費におきましては、むつ下水浄化センターの増設に係る委託事業費6億6,300万円を令和3年度完成が見込めないため、翌年度に繰り

越しております。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9,250万1,432円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、決算書の8ページに移りまして、令和3年度むつ市下水道事業損益計算書ですが、これは下水道事業の経営成績を明らかにするために作成される計算書でありまして、当該期間に属する全ての収益と、これに対応する全ての費用を記載し、それらの差額として当期純利益を示しているもので、消費税及び地方消費税を含まない税抜きで計算することになっております。

まず、1の営業収益では、(1)の下水道使用料が主なものであります。

2の営業費用では、(1)の管渠費から(4)の総係費までの部門別経費及び減価償却費などが主なものであります。

次に、3の営業外収益では、一般会計からの繰入金である(2)負担金及び取得した固定資産の減価償却などに係る(3)長期前受金などが主なものであります。

次に、4の営業外費用では、(1)支払利息などが主なものであります。

この結果、営業収益に営業外収益を加えた経常利益に特別損失を加えた当年度純利益は5,493万2,908円となりました。また、その他未処分利益剰余金変動額と当年度純利益とを合わせた当年度未処分利益剰余金は1億261万6,610円となりました。損益計算書の前年度比較につきましては、22ページの(3)事業収入に関する事項及び(4)事業費に関する事項を、また決算の総括的な概況につきましては、16ページ、17ページを御覧いただきたいと存じます。

以上が令和3年度むつ市下水道事業会計決算の説明であります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(岡崎健吾) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(岡崎健吾) 質疑なしと認めます。

これで議案第56号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(岡崎健吾) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(岡崎健吾) ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は認定することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(岡崎健吾) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 2時53分 閉会)

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会決算審査特別委員会

委員長 岡崎健吾